



熊本県公報

第 1 2 4 7 3 号
平成 27 年 11 月 24 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の廃止…………… (砂防課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の廃止…………… (//) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (//) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 8
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・農業振興課) 8
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 9

登 載 依 頼

- 平成 2 7 年度第 3 回熊本県観光審議会を開催…………… (観光審議会) 9
- 昭和 3 9 年 5 月 9 日熊本県教育委員会告示第 4 3 号 (熊本県教科用図書採択地区) の一部改正…………… (義務教育課) 9
- 平成 2 7 年度第 1 4 回熊本県本人確認情報保護審議会の開催…………… (本人確認情報保護審議会) 10

正 誤

- 平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日熊本県告示第 9 8 7 号 (熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項) 中…………… (団体支援課) 10

告 示

熊本県告示第 1 0 2 2 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 4 4 年法律第 5 7 号) 第 3 条第 1 項の規定により昭和 5 1 年 4 月 6 日熊本県告示第 2 9 0 号 (急傾斜地崩壊危険区域の指定) で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第 3 項の規定により公示する。
平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

小池急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 4 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市 町 村	町・大字・字	番 地
1	宇土市	長浜町字小池	1 9 - 1
2	〃	〃	2 2 - 1
3	〃	〃	2 2 - 1
4	〃	〃	2 1 - 1 - 1

熊本県告示第1023号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により昭和62年1月27日熊本県告示第85号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第3項の規定により公示する。
平成27年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

小池（B）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号と標柱2号を市道小池2号線右側官民地境界線に沿って結んだ線、標柱2号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を市道小池3号線右側官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市 町 村	町・大字・字	番 地
1	宇土市	長浜町字小池平	5-12地先道路敷
2	〃	〃	又1963-4
3	〃	〃 字小池	24-2
4	〃	〃	11-5

熊本県告示第1024号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成27年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 小池地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線、標柱5号と標柱6号を市道小池2号線右側官民地境界線に沿って結んだ線、標柱6号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を市道小池3号線右側官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市 町 村	町・大字・字	番 地
1	宇土市	長浜町字小池	5-4
2	〃	〃	1-6
3	〃	〃 字小池平	2005-8
4	〃	〃	1997-3
5	〃	〃	1963-19
6	〃	〃	1959-1
7	〃	〃 字小池	20
8	〃	〃	25-11
9	〃	〃	22-3
10	〃	〃	21-4
11	〃	〃	19-1
12	〃	〃	11-5

2 江川地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

(1) 次に掲げる土地に存する標柱2号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と標柱13号を結んだ線及び標柱13号と標柱2号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市 町 村	町・大字・字	番 地
2	天草市	志柿町字高垣	2733-1
3	〃	〃	2736-1
13	〃	〃	2732-1

(2) 次に掲げる土地に存する標柱5号と標柱6号を結んだ線、標柱6号と標柱15号を結んだ線、標柱15号と標柱14号を結んだ線及び標柱14号と標柱5号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市 町 村	町・大字・字	番 地
5	天草市	志柿町字高垣	2782-1
6	〃	〃	2755-2
14	〃	〃	2765-1
15	〃	〃	2754-1

熊本県告示第1025号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町12番36号	小規模住宅型有料老人ホーム 京 熊本市中央区大江二丁目14-15	432100013	平成27年1月13日	有料老人ホーム

熊本県告示第1026号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽10番285（次の図に示す部分に限る。）、10番114、10番116から10番118まで、10番283、10番284
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猫嶽10番114・10番116から10番118まで・10番283・10番284（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、10番285
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年11月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	下益城郡美里町三和字長野 258番1地先から 同所 258番1地先まで	前	11.5 ～ 13.2	29.0	廃道処分
			後	11.5 ～ 13.2		

- 区域を変更する期日 平成27年11月24日

熊本県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年11月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路

保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野 3015番3地先から 同所 3012番1地先まで	前	15.9 ～ 19.1	112.6	24条 工事
			後	16.0 ～ 19.7		

2 区域を変更する期日 平成27年11月25日

熊本県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野 3015番3地先から 同所 3012番1地先まで	112.6	24条工 事

2 供用を開始する期日 平成27年11月26日

熊本県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字小渕 3155番2地先から 同所 3201番3地先まで	50.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年11月30日

熊本県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村丙字清楽 1 0 6 8 番 1 7 地先から 同所 1 0 7 1 番 1 0 地先まで	29.1	災害復旧 (瀬目ト ンネル) 事業に係 る迂回路
		球磨郡五木村丙字金川 1 1 0 6 番 7 地先から 同所 1 1 0 6 番 7 地先まで	27.0	
		球磨郡五木村丙字古金川 1 4 5 1 番 1 0 地先から 同所 1 4 5 1 番 1 0 地先まで	27.2	
		球磨郡五木村丙字古金川 1 4 8 3 番 2 地先から 球磨郡相良村大字四浦字横井 4 4 0 5 番 1 地先まで	28.8	
		球磨郡相良村大字四浦字横井 4 4 0 5 番 1 地先から 同所 4 4 0 5 番 1 地先まで	26.6	

2 供用を開始する期日 平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

熊本県告示第 1 0 3 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援 B 型事業所 大喜地 下益城郡美里町馬場末ヶ 峯 5 1 2 - 4	社会福祉法人白寿会 八代郡氷川町鹿島 9 4 5 番地 境 徹夫	就労継続支援 B 型	平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

公 告

熊本県公告第 7 5 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社ジラス	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字参番割 1 4 0 9 番 1 ほか 1 筆
井上 達也	阿蘇郡南阿蘇村大字河蔭	阿蘇郡南阿蘇村大字河蔭字中原 1 5 0 5 番ほか 2 筆

2 認可年月日
平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

熊本県公告第753号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
守口 一春	上益城郡益城町大字島田	上益城郡益城町大字惣領字金操484番1ほか3筆
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字中川原443番1ほか8筆

2 認可年月日

平成27年11月18日

熊本県公告第754号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森田 真一	上益城郡嘉島町北甘木	上益城郡嘉島町大字北甘木字下ノ古閑365番ほか14筆
堀田 英臣	菊池市七城町林原	菊池市七城町林原字村上338番ほか7筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字大力334番1ほか43筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字谷川3762番ほか11筆
吉川 竜一郎	玉名市伊倉北方	玉名市玉名字御琴1143番ほか1筆
船津 和利	玉名市下小田	玉名市玉名字堀添238番1ほか2筆
高木 博晴	玉名市松木	玉名市玉名字御琴1154番ほか6筆

2 認可年月日

平成27年11月18日

熊本県公告第755号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上野 博司	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字掛橋3400番ほか4筆
大石 正廣	人吉市下田代町	人吉市下田代町字植松1520番47
大柿 章治	人吉市中神町字大柿	人吉市中神町字大柿字宮本625番ほか3筆
上村 信人	人吉市上戸越町	人吉市中神町字馬場字九反田671番2ほか2筆
菖蒲 龍郎	人吉市上原田町字菖蒲	人吉市上原田町字菖蒲字平保良497番

		1 ほか1筆
村崎 文雄	人吉市木地屋町	人吉市木地屋町字芦刈2444番1ほか1筆
淵上 澄雄	人吉市木地屋町	人吉市木地屋町字芦刈2443番1ほか8筆
久保田 文男	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字十日市1272番
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字岩立2087番
内山 専一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字鈴小原1720番1ほか2筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字岡ノ下2048番ほか3筆
久保田 文男	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字踊田1065番1ほか7筆

2 認可年月日
平成27年11月18日

熊本県公告第756号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
矢野 敬士	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字津留2399番ほか2筆
株式会社ニンニン	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡803番ほか2筆
吉岡 秀敏	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字松ノ本690番1ほか4筆
有限会社吉岡農園	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼鶴中1321番ほか5筆
内藤 文紀	菊池郡菊陽町花立	菊池郡菊陽町大字津久礼字杉ノ本3751番1ほか1筆

2 認可年月日
平成27年11月18日

熊本県公告第757号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
横田 豊一	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字北加倉534番1ほか7筆

2 認可年月日
平成27年11月18日

熊本県公告第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地

区（横手工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（横手工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年11月25日から平成27年12月22日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦水地区（中小場工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営芦水地区（中小場工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年11月25日から平成27年12月22日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告第760号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月24日から同年12月7日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河野 宏紀	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字久保1392番1ほか4筆
有限会社TATEISHI	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町鹿島字上ノ割1290番1ほか1筆
錦戸 俊春	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字小松川内1859番1ほか8筆
有限会社アラキファーム	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町坂瀬川字花園1040番5ほか2筆
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割3365番3ほか1筆
山崎 富男	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字塩屋ノ上765番3
戸北 優	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟三番割3409番2
坂西 庄三	天草郡苓北町坂瀬川	天草郡苓北町坂瀬川字草場519番ほか1筆
立石 剛啓	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町都呂々字葛籠河内1022番

- 2 申請年月日
平成27年11月9日

熊本県公告第761号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月24日から同年12月7日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山田 幸一	八代市郡築一番町	八代市南平和町60番ほか1筆
眞田 一廣	上益城郡山都町三ヶ	上益城郡御船町大字御船字白岩88番1ほか2筆

2 申請年月日

平成27年11月10日

登載依頼

熊本県観光審議会公告第3号

平成27年度第3回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成27年11月24日

熊本県観光審議会議長

1 日時

平成27年11月30日（月）

午前10時から午後0時まで

2 場所

熊本県庁本館5階 審議会室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）

3 議題

次期観光立県推進計画の策定について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、審議会の開催予定時刻までに、各会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県観光審議会事務局

（熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光課）

（電話096-333-2332）

熊本県教育委員会告示第16号

昭和39年5月9日熊本県教育委員会告示第43号（熊本県教科用図書採択地区）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月24日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教科用図書採択地区の表中

「

鹿本地区	山鹿市	を
------	-----	---

」

「

山鹿地区	山鹿市	に
------	-----	---

」

改める。

熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年11月24日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
平成27年12月21日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題（予定）
 - (1) 県が本人確認情報を利用する事務の追加について
 - (2) 本人確認情報保護対策について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村・税務局市町村課）
（電話 096-333-2105）

正 誤

平成27年11月13日熊本県告示第987号（熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	48	市町村利子補給等率の欄	B欄及びC欄